

# 独立行政法人自動車事故対策機構

## 【所在地】

〒733-0036 西区観音新町二丁目4-25 第一菱興ビル1階

電話 082-297-2255 FAX 082-297-2251

ホームページアドレス <http://www.nasva.go.jp/>

## 【相談日時】

月～金曜日、第1・第3土曜日、午前8時30分～午後5時10分

(祝日及び第1・第3土曜日の翌週の月曜日、土曜日(第1・第3以外)を休業します。)

## 【相談業務内容】

自動車事故による被害者の保護の増進を目的に、次のような相談に応じています。

### (1) 重度後遺障害者介護料の支給

「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について「常時」又は「随時」の介護が必要となった方に支給しています。

・介護料支給額	特1種月額定額	68,440円	(上限額	136,880円)
	I種 月額定額	58,570円	(上限額	108,000円)
	II種 月額定額	29,290円	(上限額	54,000円)

- ・支給期間 申請書を受理した月から介護料を支給すべき事由が消滅する月まで。

### (2) 交通遺児等貸付(無利子)

交通遺児及び重度の後遺障害が残った人のお子さん(0歳から中学卒業まで)に対して生活資金、入学支度金をお貸しします。

ア 一時金	155,000円	イ 毎月	10,000円又は20,000円の選択制
ウ 入学支度金	44,000円		

### (3) 後遺障害保険金又は共済金の一部立替貸付(無利子)

後遺障害が残る場合、その後遺障害について自賠責保険金の支払を請求できる人に対してお貸しします。

### (4) 保障金の一部立替貸付(無利子)

ひき逃げ事故又は無保険車や盗難車が原因の事故による被害者で、保障金を請求できる人に対してお貸しします。

### (5) 不履行判決等貸付(年3%)

確定判決、執行証書、その他の損害賠償についての債務を得ていながら、その弁済を受けることができない人に対してお貸しします。

**【相談料】**

無 料

**【相談方法】**

電話又は直接来所ください。

**広島主管支所案内図**

**【広島駅バスターミナル】**

**B ホーム⑥番**

アルパーク行（広島バス）に乗車（約40分）、観音新町2丁目（バス停）で下車し、徒歩3分

**A ホーム①番**

観音マリーナホップ行（広電バス）に乗車（約40分）、西税務署入口（バス停）で下車し、徒歩3分

